

○ 国営かんがい排水事業実施要領（平成元年 7 月 7 日付け元構改D第 533 号農林水産省構造改善局長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（事業の内容） 第 2 事業の実施内容は、次によるものとする。 （1）～（12）（略） （13）要綱第 2 の 10 の「豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設」とは、おおむね過去 10 年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業用排水施設に関する被害額が当該地域の農業所得額の 10% を超過した地域にある施設とする。 （削る。） （14）<u>要綱第 2 の 12</u> の農道の整備については、以下の場合に限るものとする。 ア～ウ （略） （15）（略） （削る。）	（事業の内容） 第 2 事業の実施内容は、次によるものとする。 （1）～（12）（略） （13）<u>要綱第 2 の 10 の豪雨災害対策は、以下のものとする。</u> ア 要綱第 2 の 10 の「豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設」とは、おおむね過去 10 年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業用排水施設に関する被害額が当該地域の農業所得額の 10% を超過した地域にある施設とする。 イ <u>要綱第 2 の 10 の「豪雨災害を防止」とは、最大で 30 年に 1 回程度までの降雨規模に対応する整備水準の範囲内での対策のことをいう。</u> （14）<u>要綱第 2 の 11</u> の農道の整備については、以下の場合に限るものとする。 ア～ウ （略） （15）（略） （16）<u>要綱第 2 の 12 に規定する技術高度化事業は、次のアからエまでに定めるものとする。</u> ア <u>要綱第 2 の 12 の（1）の「破損事故等の要因調査」とは、次に掲げる事項をいう。</u> <u>（ア）実地による破損事故の要因調査（必要な仮設・仮復旧を含む。）</u>

(別紙 6)

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

第 1 事業の内容

事業の実施内容は、次によるものとする。

- 1 (略)
- 2 要綱別紙 6 第 2 の 1 の農村振興局長が別に定める基

(イ) 劣化過程等の解明

イ 要綱第 2 の 12 の (2) の「診断技術の適用と評価」
とは、次に掲げる事項をいう。

(ア) 新しい調査手法や他の分野における調査手法を用
いた機能診断

(イ) (ア) の調査手法の有効性等に関する評価（調査
に係る歩掛調査を含む。）

ウ 要綱第 2 の 12 の (3) の「対策工法の適用と評価」
とは、次に掲げる事項をいう。

(ア) 各種条件下での適用実績が少ない対策工法を用い
た保全対策工事

(イ) (ア) の対策工事の有効性等に関する評価（工事
に係る歩掛調査を含む。）

(ウ) 当該対策工事のモニタリング

エ 要綱第 2 の 12 の (4) の「リスク評価の実証調査」
とは、次に掲げる事項をいう。

(ア) 機能保全計画の策定に必要となる施設のリスク評
価

(イ) 評価されたリスクの現地検証

(別紙 6)

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

第 1 事業の内容

事業の実施内容は、次によるものとする。

- 1 (略)
- 2 要綱別紙 6 第 2 の 1 の農村振興局長が別に定める基

準は、地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体であることとする。

なお、目標地図に位置付けられた者には、原子力被災 12 市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

（1）～（4）（略）

（削る。）

（5）（略）

準は次のいずれかを満たすこととする。

（1）～（4）（略）

（5）地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。）であること。

（6）（略）

3～5 (略)

(別紙 7)

国営流域治水対策事業

第 1 土地改良事業計画書の作成の特例

本事業において、農業水利制御システム、電気設備又はゲート自動化の改修のみを行う地区に係る土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書の作成については、土地改良事業の計画の概要及び計画作成について（昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農地局長通知）の規定にかかわらず、別記様式第 6 号及び第 7 号により行うことができるものとする。

第 2 その他

地方農政局長等は、要綱別紙 7 第 4 の規定に基づき、要綱第 2 の 1 に規定する事業（国営流域治水対策事業を除く。）を要綱別紙 7 に基づく事業として実施しようとするときは、関係都道府県、市町村、土地改良区、河川管理者等の意向を確認するとともに、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて土地改良事業変更計画の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付け 40 農地 C 第 389 号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続を取るものとする。

3～5 (略)

(別紙 7)

国営洪水調節機能強化事業

(新設)

地方農政局長等は、要綱別紙 7 第 4 の規定に基づき、要綱第 2 の 1 に規定する事業（国営洪水調節機能強化事業を除く。）を要綱別紙 7 に基づく事業として実施しようとするときは、関係都道府県、市町村、土地改良区、河川管理者等の意向を確認するとともに、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて土地改良事業変更計画の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付け 40 農地 C 第 389 号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続を取るものとする。

(別紙 10)

国営施設機能保全総合対策事業

第 1 施設機能保全検討調査

要綱別紙 10 第 2 に規定する施設機能保全検討調査の実施については、次によるものとする。

1 調査の要件

(1) (略)

(2) 要綱別紙 10 第 2 の 1 の (1) のウにおける「事故の兆候が認められた施設」とは、施設管理者による日常管理等において、施設の損壊につながるおそれがある以下のいずれかの兆候が確認された施設とする。

ア 従前の機能診断の想定よりも健全性の低下が加速していることが認められ、施設の変状、漏水等が確認されたもの

イ 突発事故が発生した土地改良施設と構造、地盤、地質、経過年数等が同様で、変状、漏水等が確認されたもの

ウ 自然的社会的条件の変化等に起因して機能の低下又は喪失が生じることが予見されるもの

(3) (略)

2 調査の実施

(1) ～ (3) (略)

(4) 地方農政局長等は、施設機能保全検討調査のうち、事故の兆候が認められた施設の調査を実施することが適当であると認めるときは、予備調査により当該施設の機能診断を実施し、当該事故が発生した場合の地

(別紙 10)

国営施設機能保全総合対策事業

第 1 施設機能保全検討調査

要綱別紙 10 第 2 に規定する施設機能保全検討調査の実施については、次によるものとする。

1 調査の要件

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

2 調査の実施

(1) ～ (3) (略)

(新設)

域の社会及び経済に及ぼす影響も含めて事故防止事業の実施の必要性を確認するものとし、事業実施の必要性が認められる場合には対策工法の検討を実施のうえ、要綱別紙 10 第 2 の 1 の (2) のウの緊急防災等工事計画を策定するものとする。また、併せて、周辺施設の状況について調査を実施することができるものとする。

(5) ～ (8) (略)

3 (略)

第 2 施設機能保全事業

1 事業の要件

要綱別紙 10 第 3 の 4 の (1) のイの農村振興局長が別に定める要件は、総事業費がおおむね 10 億円以上であることとする。

2 (略)

[別記様式第 13 号]

(略)

担い手農地利用集積計画

地区

1. (略)

2. 農地利用集積計画

(1) 農地利用集積・集約化計画

(4) ～ (7) (略)

3 (略)

第 2 施設機能保全事業

1 調査の要件

要綱別紙 10 第 3 の 3 の (1) のイの農村振興局長が別に定める要件は、総事業費がおおむね 10 億円以上であることとする。

2 (略)

[別記様式第 13 号]

(略)

担い手農地利用集積計画

地区

1. (略)

2. 農地利用集積計画

(1) 農地利用集積計画

(単位：ha、%)								
区分	農用地面積 (A)	担い手の利用集積面積 (B) $B=C+D+E$	担い手の所有面積 (C)	担い手の使用収益権面積 (D)	担い手の基幹3作業受託面積 (E)	担い手の集約化面積 (F)	担い手への農地集積率 B/A	担い手への利用集積面積に占める集約化率 F/B
事業実施前(○年度)(a)								
要件達成年度(○年度)(b)								
目標年度(○年度)(c)								
増加率 c/a								
注) ア. (略) イ. 農用地面積は、現況にあっては事業施行時の地区の農用地面積、計画にあっては受益地とする。 (2) ～ (7) (略)								

(単位：ha、%)								
区分	農地面積 (A)	うち担い手への利用集積面積					うち基幹3作業受託による担い手への利用集積面積 (D)	担い手への利用集積面積 $E=B+C+D$
		うち担い手の所有面積 (B)	農業経営基盤強化促進法による貸借権設定	農地第3条による貸借権設定	その他	計(C)		
現況(a)								
目標年度(b)								
増加率 b/a								
注) ア. (略) イ. 農地面積は、現況にあっては事業施行時の地区の農用地面積、計画にあっては受益地とする。 (2) ～ (7) (略)								

附 則

- この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- この通知による改正後の別紙6の第1の2の規定は、令和7年4月1日以降に当該事業を実施した場合に適用し、その他の場合については、なお従前の例によることができる。

国営かんがい排水事業実施要領

平成元年 7 月 7 日付け元構改D第 533 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2895 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

(農林水産省) 農村振興局長

(適用)

第 1 国営かんがい排水事業（以下「本事業」という。）の実施については、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改D第 532 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業の内容)

第 2 事業の実施内容は、次によるものとする。

(1) 要綱第 2 の 2 の (4) の「重要度及び緊急性の高い施設」とは、次のア及びイの要件に該当する施設とする。

ア 重要度が高い施設とは、施設の損壊、機能停止等が発生した際、次のいずれかの要件に該当する施設とする。

(ア) 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの

(イ) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの

(ウ) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの

イ 緊急性が高い施設とは、次のいずれかの要件に該当する施設とする。

(ア) 不測の事態が発生したもの

(イ) 要綱第 3 の広域基盤整備計画若しくは国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年 4 月 1 日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第 2 に掲げる機能保全計画又はこれらと同等の内容の計画において、緊急的な対応が必要とされたもの

(ウ) 要綱別紙10第 2 に掲げる施設機能保全検討調査において緊急的な対応が必要とされたもの

(2) 要綱第 2 の 3 及び 4 においてファームポンド等までの農業用用水施設を本事業の対象にするのは、本事業として行う方が効率的又は経済的であることが明らかである場合に限るものとする。

(3) 要綱第2の3及び4における「ファームポンド等」とは、次のいずれかとする。

ア ファームポンド

イ 定圧・定量で配水することができる施設

(4) 要綱第2の5における「農村振興局長が別に定める基準」とは、次のすべてに該当するものとする。

ア 畑地かんがい施設の整備を契機として畑作物の産地形成が円滑に図られることが見込まれること

イ その受益地の面積の合計が本事業の受益地（畑）の10%以内であること

ウ 営農形態や流通体系等、畑作物の産地形成の観点からみて一体性を有する一の地域であること

(5) 要綱第2の7により農業水利制御システムの整備を本事業の対象にするのは、本事業として行う方が地区全体の適正な水管理及び水利費の面から効率的であることが明らかな場合に限るものとする。

(6) 要綱第2の8の「農村振興局長が別に定める要件」は、要綱第2の2の農業用排水施設と一体となって効果を発現するものであり、かつ、末端支配面積がおおむね100ha（畑に係るものにあつては20ha）未満の農業用排水施設に係るものであることとする。

(7) 要綱第2の8の「モデル事業」には、必要に応じて行う当該事業の実施に関する調査、設計及び成果のとりまとめを含むものとする。

(8) 要綱第2の9の（1）の「それに相当する能力を有するもの」とは、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 当該施設により用水の供給を受ける土地において必要な農業用水の過半を超える用水を供給するための一連の用水系統を構成する用水施設

イ 排水施設

(9) 要綱第2の9の（2）における軟弱地盤等に立地する施設とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する地盤に立地するものとする。なお、当該施設と一体となって機能を発揮する施設を含むことができるものとする。

ア 粘性土N値4以下、砂質土N値10以下、有機質土又は人工地盤

イ 地震発生時に液状化の可能性がある砂質土

(10) 要綱第2の10の耐震化対策は、一度発生すれば大災害になり得る地震動が発生した際、次のいずれかの要件に該当する施設を対象として行うものとする。

ア 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの

イ 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの

ウ 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの

(11) 要綱第2の10の地域防災対策の実施に当たっては、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、本事業地区内の農業用排水施設を活用し、地域防災対策を強化するための対策を定めた地域防災連携強化計画を策定し、農村振興局長の承認を得るものとする。

(12) 要綱第2の10の地域防災対策は、以下のものとする。

ア 地盤沈下（地下水の採取が法律等により規制されている地域内の地盤沈下をいう。）、流域開発等の他動的要因により農業用の排水の効用がおおむね30%以上低下している農業用の排水施設及び当該施設に関連する農業用の排水施設の新設、廃止又は変更を行うもの。ただし、対象となる排水施設の機能回復に当たり、その周辺の用水路を嵩上げする等により用排兼用水路として整備し、用水を含めた排水の再編を行う場合等は、用水路も対象とすることができるものとする。

イ 農業用ダム等（国営土地改良事業等で造成されたダムその他のえん堤をいう。以下同じ。）で、異常な天然現象や流域の荒廃によって生じた堆砂等による機能低下が経年変化とともに顕著となっていること又は当該施設が河川区域内にある農業用河川工作物であり、その構造が河川管理上不適当であること等から災害のおそれが広域的に生じているものについて、その施設の機能回復を図るために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行うもの。

なお、「異常な天然現象」とは豪雨、暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象のことを、「機能低下」とは農業用ダム等が耐用年数以内であって、異常な天然現象により堆砂等の障害を生じ、通常の維持管理に耐えることができなくなっていることを、「構造が河川管理上不適当であること等」とは構造物の強度の不足、洪水流下能力の不足、構造物の転倒等の可能性その他これらに類する事由により河川の治水機能が低下していることをいう。

(13) 要綱第2の10の「豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設」とは、おおむね過去10年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業用排水施設に関する被害額が当該地域の農業所得額の10%を超過した地域にある施設とする。

(14) 要綱第2の12の農道の整備については、以下の場合に限るものとする。

ア 農業用排水施設の整備に伴い掘削等を行った道路を復旧する際に農道として整備する場合

イ 農業用排水施設の整備に伴い造成した管理用道路を農道として整備する場合

ウ 農業用排水施設の整備に伴い造成した工事用道路を農道として整備する場合

(15) 要綱第2の1に規定する事業の対象となる農業用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。

ア 停電時にも農業用排水施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業用排水施設へ直接供給できる機能を有するもの

イ 停電時にも発電電力を農業用排水施設の管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有するもの

（広域基盤整備計画）

第3 要綱第3に規定する広域基盤整備計画の策定及び広域基盤整備計画調査の実施については、広域基盤整備計画実施要領（平成11年3月19日付け11構改D第236号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。

(地区調査及び全体実施設計の実施)

第4 要綱第4の1及び2に規定する地区調査及び全体実施設計の実施は、地区調査については、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第717号構造改善局長通知）、全体実施設計については、全体実施設計要綱（昭和54年3月20日付け54構改D第131号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。

(施設長寿命化検討調査の実施)

第5 要綱第4の3に規定する施設長寿命化検討調査は、次により行うものとする。

(1) 施設長寿命化計画

要綱第4の3の(1)における施設長寿命化計画は、次に掲げる事項を記載するものとし、別記様式第1号に基づいて作成するものとする。

ア 地域特性と概要

イ 農業水利施設概要

ウ 施設機能診断

エ 施設別改修経費の概定

オ 整備年次計画の策定

カ 事業効用の概定

キ 事前積立の取組方針

ク 推進体制

ケ その他必要な事項

(2) 施設長寿命化計画の作成

地方農政局長等は、当該地区に存する要綱第2の2から9までに定める施設について、(1)に定める事項について調査を実施し、施設長寿命化計画を作成するものとする。

(3) 調査結果の提出

地方農政局長等は、施設長寿命化計画を作成した場合は、調査の最終年度の3月末日までに農村振興局長に提出するとともに、関係機関にその写しを送付するものとする。

(4) 施設長寿命化計画の変更

地方農政局長等は、施設の老朽化の進展等の変化を踏まえ、必要に応じ、施設長寿命化計画の見直しを行うものとする。

(5) 調査の実施時期

調査は、要綱第4の1に規定する地区調査と併せて実施するものとする。

(地域防災連携強化計画)

第6 第2の(11)の地域防災連携強化計画は、以下の事項を内容として、別記様式第2号に基づき作成するものとする。また、地方農政局長等は、地域防災連携強化計画を作成するに当たって、地域防災連携強化計画の取組の対象となる施設を管理する都道府県、市町村、土地改良区等と十分に協議・調整を行うものとする。

(1) 対象地域

(2) 取組内容

地域防災連携強化計画は以下のアからカまでのうち2つ以上の取組を記載するものとする。ただし、第2の(12)のイの対策を行う場合には、必ずオの取組を記載するものとする。

- ア 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークによる施設情報の共有
- イ 豪雨前の水路内等の事前排水の湛水被害軽減等の防災・減災のための取組
- ウ ハザードマップの作成
- エ 防災体制の強化（連絡体制の整備）
- オ 関係機関と連携した農業用ダム等の機能回復に向けた土砂対策の取組
- カ その他地域の防災・減災力の向上のための取組

(指定工事の指定)

第7 要綱第5において1の指定工事に係る事業費はおおむね10億円以上であるものとする。なお、更新適期に応じた施設群単位で指定工事を指定し、投資の重点化、効果の早期発現を図ることが適当と認められるものについては、本制度の活用に努めることとする。

(軽微な変更の工事)

第8 要綱第6の2における「軽微な変更の工事」とは、1施設（用排水路については、主要工事計画の区分に従った路線単位）に係る事業費がダムについてはおおむね15億円、頭首工についてはおおむね5億円、その他の施設についてはおおむね2億円に満たないものとする。

(基幹施設と一般施設の区分)

第9 要綱第6の規定にかかわらず、各事業地区の実情に応じ、基幹施設を一般施設として区分することができる。

(複数の指定工事)

第10 要綱第5において、複数の指定工事を指定する場合、それぞれの指定工事ごとに土地改良事業計画において定めるとともに、要綱第7の1に定める事業及び第8の2に定める負担金の支払いの始期は、それぞれ指定工事ごとに適用する。なお、複数の指定工事を指定する場合は、それぞれの指定工事ごとの完了の時期が異なると明らかに見込まれる場合に限る。

(一括採択の特例)

第11 工事工程から、一括して採択することが必要と認められる場合には、要綱第7の1の規定にかかわらず、指定工事と指定工事以外の工事とを同時に採択できるものとする。

(採択基準)

第 12 採択基準は次によるものとする。

また、採択する事業地区に係る地域が、要綱第 3 の規定による要件に合致する場合には、原則として、当該事業は当該地域において策定される広域基盤整備計画との整合性が図られている必要があるものとする。

1 かんがい排水事業

(1) 要綱第 7 の 1 の規定により区分して採択する場合

要綱第 7 の 1 の規定により、区分して採択する場合には、一期事業（当該事業のうち、早期に採択される部分をいう。以下同じ。）及び二期事業（当該事業のうち、一期事業以外の部分をいう。以下同じ。）の採択に当たり、次が満たされていること。

ア 一期事業

指定工事の指定がない場合と比較した国の負担割合の増分以上の地元負担割合の軽減が図られることを約する書面が関係都道府県から提出されていること。

この場合、国の負担割合の増分は、二期事業を含めて算定するものとする。

イ 二期事業

地元（申請人又は関係土地改良区及び関係市町村）の採択についての意向を確認する書面が提出されていること。

(2) 区分して採択されない場合（第 11 の規定により一括して採択される場合を含む。）

要綱第 8 の 1 の（1）の規定中、基幹施設の国の負担割合の適用を受ける地区については、その適用がない場合と比較した国の負担割合の増分以上の地元負担割合の軽減が図られていることを約する書面が関係都道府県から提出されていること。

2 国営造成土地改良施設整備事業

(1)、(2) 及び (3) を満たしていること。

(1) 事業の性格から地区調査及び全体実施設計が省略されることから、次に掲げる書面が当該事業の実施を希望する年度の前年度の 5 月末日までに地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長。以下この第 12 において同じ。）から提出されていること。

ア 都道府県知事が、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 94 条の 6 の規定により管理を委託している財産について事業実施の必要を認めた場合

都道府県知事が地方農政局長等に提出した申出書（別記様式第 3 号）及び当該事業の概要（別記様式第 4 号）を添付した当該事業の計画の概要（別記様式第 5 号）

イ 国が管理を行っている施設について、地方農政局長等が事業実施の必要を認めた場合

当該事業の概要（別記様式第 5 号）

(2) 事業の対象となる施設が、国営土地改良事業により造成された施設のうち、ダム、頭首工、用排水機場、幹線水路等の基幹的な農業用排水施設であること。

(3) 総事業費がおおむね 10 億円（管理設備、電源設備、非常用電源装置又は放流警報

設備の整備のみを行うものにあつては2千万円)以上であること。

(国の負担割合の要件)

第13 要綱第8の1の(1)のウの(ウ)の「農村振興局長が別に定める要件」は、要綱第2の2の農業用排水施設と一体となって効果を発現するものであり、かつ末端支配面積がおおむね100ha(畑に係るものにあつては20ha)以上の農業用排水施設であることとする。

(負担軽減措置の指導)

第14 要綱第2の10の耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策は、災害の未然防止を図るものであることから、地方農政局長等は、都道府県知事及び市町村長に対し、耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策に係る事業費のうち国庫負担額を除いた残額の負担については、都道府県費又は市町村費をもって充当し、受益農業者の負担軽減に努めるように指導するものとする。

なお、「耐震化対策及び地域防災対策に係る事業費」は、次により算定する事業費をいう。

$$A = B \times C / (C + D)$$

A：耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策に係る事業費

B：全体事業費

C：耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策に係る費用(工事費、測量設計費、用地及び補償費)

D：耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策以外に係る費用(工事費、測量設計費、用地及び補償費)

(土地改良事業計画書の様式の特例)

第15 国営造成土地改良施設整備事業に係る土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書の作成については、土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通知)の規定にかかわらず、別記様式第6号及び第7号により行うことができるものとする。

附 則(令和7年4月1日付け6農振第2895号)

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別紙6の第1の2の規定は、令和7年4月1日以降に当該事業を実施した場合に適用し、その他の場合については、なお従前の例によることができる。

(別紙 1)

国営環境保全型かんがい排水事業

第 1 事業の内容

要綱別紙 1 第 2 において、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備とは、農用地等から発生する土砂及び肥料成分等の負荷物質の削減、地域資源の適正な農用地への還元及び農業用排水施設周辺に生息する動植物の生態系保全等に資する農業用排水施設及び付帯施設の整備をいう。

第 2 環境保全型農業農村基本計画の作成

対象地域の市町村長（1つの事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる市町村の長とする。以下同じ。）は、要綱別紙 1 第 3 の環境保全型農業農村基本計画（以下「基本計画」という。）を別記様式第 8 号に基づいて作成するものとする。

また、基本計画の策定に当たっては、地域環境保全型農業推進方針（環境保全型農業推進の基本的考え方（平成 6 年 4 月 18 日農林水産省環境保全型農業推進本部決定）に掲げる市町村推進方針をいう。）及び県資源循環型畜産確立基本方針（畜産振興総合対策事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 畜 B 第 312 号農林水産省畜産局長通知）第 4 に掲げる方針をいう。）との連携に留意するものとする。

第 3 事業管理計画

農業生産総合対策事業（農業生産総合対策事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 農産第 1550 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）、畜産振興総合対策事業（畜産振興総合対策事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 畜 B 第 310 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）、畜産環境総合整備事業（畜産環境総合整備事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 畜 B 第 326 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）、畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備事業実施要綱（平成 9 年 10 月 8 日付け 9 構改 D 第 238 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）等との連携に配慮することにより、環境保全型農業の実現に資することを目的として、事業管理計画（別記様式第 9 号）を策定するものとする。

第 4 関係機関の指導

要綱別紙 1 第 2 に定める国営環境保全型かんがい排水事業（別紙 1 において「本事業」という。）においては、農業用排水施設が有する各種の機能を活用し、環境に調和した持続可能な農業生産に資するという本事業の趣旨に鑑み、国としても末端支配面積の要件緩和を行う等受益農業者の負担軽減を図っているところであり、北海道、沖縄県及び市町村においても、本事業の趣旨を十分勘案し、特段の配慮に努めるものとする。

第5 その他

北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は、要綱別紙1第5の規定に基づき、要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）をこの別紙1に基づく事業として実施しようとするときは、要綱別紙1第3の規定に基づく承認を受けた環境保全型農業農村基本計画との整合性を図りながら土地改良事業変更計画書の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付け40農地C第389号農林事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続をとるものとする。

(別紙 2)

国営流域水質保全機能増進事業

第 1 地域用水対策協議会

- 1 要綱別紙 2 第 2 の 6 の地域用水対策協議会（別紙 2 において「協議会」という。）は土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）が要綱別紙 2 第 2 に定める国営流域水質保全機能増進事業（別紙 2 において「本事業」という。）の区域に 1 つ設置するものとする。
- 2 協議会は、次に掲げるものにより構成するものとする。
 - ア 事業実施主体
 - イ 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）
 - ウ 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）
 - エ 都道府県
 - オ 都道府県土地改良事業団体連合会
 - カ その他土地改良区等が必要と認める者
- 3 協議会の活動は、次の各号に掲げる内容を主たるものとする。
 - ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整
 - イ 土地改良区等が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価
- 4 本事業においては、かんがい用水である農業用水が有する地域用水機能のうち、特に水質浄化機能の維持増進に資するものとする。

第 2 その他

地方農政局長等は、要綱別紙 2 第 4 の規定に基づき、要綱第 2 の 1 に規定する事業（本事業を除く。）をこの別紙 2 に基づく事業として実施しようとするときは、土地改良事業変更計画書の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付け 40 農地 C 第 389 号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続をとるものとする。

(別紙 3)

国営農業用水再編対策事業

第 1 事業の実施地域

要綱別紙 3 第 3 に規定する地域は、同 1 又は 2 の計算式中の水利権水量として、最大取水量、総取水量、平均取水量その他農村振興局長が適当と認める水量の表示の方法による水量を用いて得たいずれかの値が同 1 又は 2 を満たす地域をいうものとする。

第 2 農業用水再編整備計画の作成

地方農政局長等は、要綱別紙 3 第 4 の規定に基づき、要綱別紙 3 第 2 に定める国営農業用水再編対策事業（別紙 3 において「本事業」という。）に関する地域の合意形成及び利害関係の調整を図ることを目的として、次に定めるところにより、本事業を実施しようとする地域を対象とする農業用水再編整備協議会（別紙 3 において「協議会」という。）を設置し、農業用水再編整備計画（別紙 3 において「整備計画」という。）を作成するものとする。

- 1 地方農政局長等は、次に掲げる者の中から地方農政局長等が選定する者をもって構成される協議会を設置するものとする。
 - (1) 関係土地改良区等の受益者団体
 - (2) 農業用水、地域用水、都市用水等に係る新規の利水事業の実施が予定される事業主体
 - (3) 関係地方公共団体
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関
 - (6) その他必要と認められる者
- 2 地方農政局長等は、協議会の助言により、次に掲げる内容からなる整備計画を作成するものとする。
 - (1) 農業用水の再編を行う目的及び構想
 - (2) 施設の整備に関する構想
 - (3) 事業実施後の管理に関する構想
 - (4) 事業及び管理に要する費用の負担に関する方針
 - (5) その他農業用水の再編を行うために必要な事項

第 3 関係機関の指導

本事業においては、農業用用水施設の整備を行うことにより農業用水の適正な利用と確保を図るとともに水資源の有効利活用に資するという本事業の趣旨にかんがみ、国としても末端支配面積の制限緩和を行う等受益農業者の負担軽減を図っているところである。都道府県及び市町村においても、本事業の趣旨を十分勘案し、特段の配慮を行うよう、地方農政局長等は、都道府県知事及び市町村長を指導するものとする。

(別紙 4)

国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）

第 1 地域用水環境整備計画

- 1 要綱別紙 4 第 3 の地域用水環境整備計画（別紙 4 において「環境整備計画」という。）は、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 地区の概要
 - イ 地域の所在及び現況
 - ウ 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
 - エ 施設の整備等の構想及び基本計画
 - オ 関連事業
 - カ その他必要事項
- 2 要綱別紙 4 第 4 の 2 の環境整備計画の提出は、別記様式第 10 号によるものとする。
- 3 要綱別紙 4 第 4 の 3 の「別に定める基準」は、次に掲げる要件に該当するものであるものとする。
 - ア 当該地区内の末端支配面積 5 ha 以上のすべての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として 10%以上であること。
 - イ 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね 5 %（水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年 4 月 1 日付け29農振第2703号農林水産事務次官依命通知）別紙 4 第 2 の 2 の水利用高度化推進事業と本事業を併せ行う場合にあっては 10%）以上であること。
- 4 土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）は、環境整備計画を作成するに当たっては、第 2 に規定する地域用水対策協議会の意見を聴くものとする。

第 2 地域用水対策協議会

- 1 土地改良区等は、本事業の区域に 1 つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会（別紙 4 において「協議会」という。）を設置するものとする。
 - ア 事業実施主体
 - イ 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）
 - ウ 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）
 - エ 都道府県
 - オ 都道府県土地改良事業団体連合会
 - カ その他土地改良区等が必要と認める者
- 2 協議会の活動は、次の各号に掲げる内容を主たるものとする。
 - ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整
 - イ 土地改良区等が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

第3 その他

地方農政局長等は、要綱別紙4第5の規定に基づき、要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）をこの別紙4に基づく事業として実施しようとするときは、要綱別紙4第4の規定に基づく承認を受けた環境整備計画との整合性を図りながら土地改良事業変更計画書の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付け40農地C第389号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続をとるものとする。

(別紙 5)

高収益作物導入促進事業

第 1 事業の内容

- 1 地方農政局長等は、要綱別紙 5 に規定する高収益作物導入促進事業（別紙 5 において「本事業」という。）を実施しようとする場合は、当該地域を対象として、要綱別紙 5 第 2 の 1 の（1）の高収益作物導入計画を別記様式第 11 号により作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。
- 2 要綱別紙 5 第 2 の 1 の（1）の高収益作物導入計画における目標年度（別紙 5 において「目標年度」という。）は、事業完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更できるものとする。
- 3 地方農政局長等は、本事業を行う場合は、目標年度における当該地区に係る事業実施の実績等を別記様式第 12 号により目標年度の翌年度の 5 月末日までに農村振興局長に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、要綱別紙 5 第 2 の 3 の規定に基づき本事業を実施しようとするときは、高収益作物導入計画を別記様式第 11 号により作成し、農村振興局長の承認を受けるとともに、関係都道府県、市町村及び土地改良区等の意向を確認し、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて土地改良事業計画の変更案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付け 40 農地 C 第 389 号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続を行うものとする。
- 5 要綱第 2 の 10 に規定する耐震化対策又は地域防災対策を一体的に行うこととしている要綱第 2 の 1 に規定する事業（本事業を除く。）であって、要綱別紙 5 第 2 の 3 の規定に基づき本事業を実施しようとする場合であっても、耐震化対策又は地域防災対策を実施しなければならない。また、要綱第 2 の 1 に規定する国営水利システム再編事業（農地集積促進型）であって、要綱別紙 5 第 2 の 3 の規定に基づき本事業を実施しようとする場合であっても、要綱別紙 6 第 2 の 1 に規定する要件を満たす必要がある。

第 2 産地形成調査の実施

要綱別紙 5 第 3 に規定する産地形成調査は、次により行うものとする。

1 促進調査

要綱別紙 5 第 3 の 1 に規定する促進調査については、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年 7 月 7 日付け元構改 C 第 717 号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。ただし、地方農政局、当該地区の存する都道府県、市町村、関係土地改良区、農業協同組合等地域の実情に応じた主体で構成される協議会（別紙 5 において「協議会」という。）により、地域の営農状況、事業実施後の営農展開等について検討し、その内容を土地改良事業計画の案及び高収益作物導入計画に反映させるものとする。

2 状況調査

(1) 要綱別紙5第3の2に規定する状況調査については、協議会における検討に基づき、高収益作物が導入されるとともに、確実に定着するよう促進調査において策定した高収益作物導入計画のフォローアップ及び当該フォローアップの結果に基づき必要に応じて実施する改善対策並びに調査成果の取りまとめ等を行うものとする。

(2) 状況調査の地区の申請及び決定は、次により行うものとする。

ア 地方農政局長等は、状況調査を実施しようとする場合は、状況調査の実施について協議会を構成する関係機関の内諾を得ておくとともに、状況調査実施希望年度の前年度の6月末日までに、状況調査申請書を農村振興局長に提出するものとする。

イ 農村振興局長は、アにより申請のあった地区の中から、予算の範囲内で状況調査地区を決定して、その旨を地方農政局長等に通知するものとする。

（別紙 6）

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

第 1 事業の内容

事業の実施内容は、次によるものとする。

- 1 要綱別紙 6 第 2 の 1 の農村振興局長が別に定める担い手農地集積計画における目標年度（別紙 6 において「目標年度」という。）は、事業完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。
- 2 要綱別紙 6 第 2 の 1 の農村振興局長が別に定める基準は、地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体であることとする。

なお、目標地図に位置付けられた者には、原子力被災 12 市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

- （1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。
 - （2）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。
 - （3）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。
 - （4）市町村基本構想水準到達者（年間所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。
 - （5）その他担い手（要綱別紙 6 第 2 の 1 の担い手をいう。）として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。
- 3 要綱別紙 6 第 2 の 1 の農村振興局長が別に定める経営等農用地は、所有権若しくは

利用権（経営基盤強化法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権利に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

- 4 2の（2）のイの「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあつては次に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う作業とする。

（1）耕起

（2）代かき

（3）田植え又は播種

（4）収穫

- 5 地方農政局長等は、本事業を実施しようとする地域を対象として、要綱別紙6第2の1の農村振興局長が別に定める農地利用集積計画を別記様式第13号により作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。

第2 水利システム再編計画策定調査の実施

要綱別紙6第3の1については、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第717号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。

第3 事業の達成状況報告等

地方農政局長等は、次により農村振興局長に本事業の実施状況等を報告するものとする。

- 1 事業施行後2年ごとに、当該年度に係る当該地区の実施状況等を別記様式第14号により翌年度の5月末日までに報告する。
- 2 当該地区に係る事業実施の実績等を、別記様式第15号により事業完了年度及び目標年度の翌年度の5月末日までに報告する。

第4 その他

地方農政局長等は、要綱別紙6第4の規定に基づき、要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）をこの別紙6に基づく事業として実施しようとするときは、関係都道府県、市町村及び土地改良区の意向を確認するとともに、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて土地改良事業変更計画の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付け40農地C第389号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続をとるものとする。

(別紙 7)

国営流域治水対策事業

第 1 土地改良事業計画書の作成の特例

本事業において、農業水利制御システム、電気設備又はゲート自動化の改修のみを行う地区に係る土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書の作成については、土地改良事業の計画の概要及び計画作成について（昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農地局長通知）の規定にかかわらず、別記様式第 6 号及び第 7 号により行うことができるものとする。

第 2 その他

地方農政局長等は、要綱別紙 7 第 4 の規定に基づき、要綱第 2 の 1 に規定する事業（国営流域治水対策事業を除く。）を要綱別紙 7 に基づく事業として実施しようとするときは、関係都道府県、市町村、土地改良区、河川管理者等の意向を確認するとともに、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて土地改良事業変更計画の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付け 40 農地 C 第 389 号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続を取るものとする。

(別紙 8)

低炭素農業水利システム構築事業

第 1 省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画

地方農政局長等は、要綱別紙 8 に規定する低炭素農業水利システム構築事業（別紙 8 において「本事業」という。）を実施しようとする場合は、当該地域を対象として、要綱別紙 8 第 2 の 1 の（1）の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画を別記様式第 16 号により作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。

ただし、本事業の実施に併せて水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）別記 1 第 2 の 4 に掲げる事業を実施する場合にあっては、別記様式 16 号の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画は、水利施設等保全高度化事業実施要領別紙 1 第 5 の 6 の（2）に掲げる省エネルギー化対策実施計画に代えることができるものとする。

第 2 土地改良事業計画書の作成の特例

本事業において、再生可能エネルギー発電設備及びそれと一体の構造物としての農業用排水施設の整備のみを行う地区又は主として高効率設備の整備を行う地区に係る土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書の作成については、土地改良事業の計画の概要及び計画作成について（昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農地局長通知）の規定にかかわらず、別記様式第 6 号及び第 7 号により行うことができるものとする。

第 3 事業の要件

要綱別紙 8 第 2 の 1 の（3）の農村振興局長が別に定める要件は、総事業費がおおむね 2 千万円以上であることとする。

第 4 その他

地方農政局長等は、要綱別紙 8 第 4 の規定に基づき、要綱第 2 の 1 に規定する事業（本事業を除く。）を要綱別紙 8 に基づく事業として実施しようとするときは、関係都道府県、市町村及び土地改良区の意向を確認するとともに、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて土地改良事業変更計画の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付け 40 農地 C 第 389 号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続を取るものとする。

(別紙 9)

国営施設集約再編事業

第 1 事業の内容

- 1 要綱別紙 9 第 2 の 1 の (1) の「補修又は更新を要するもの」の基準は、要綱第 4 の 1 に定める地区調査において、施設の機能診断結果に基づき、補修又は更新が必要と判断されたものとする。
- 2 要綱別紙 9 第 2 の 1 の (2) の「集約・再編」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 2 以上の施設を対象とし、かつこれらの施設が有する機能を 1 以上の施設に集約するもの（施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む。）
 - (2) 営農計画の変更等に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。
- 3 要綱別紙 9 第 2 の 1 の (3) の「総費用」は、事業を実施した場合に要する工事費、用地費及び補償費等の事業費であり、次の算式により算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{総費用} &= \text{当該事業に要する事業費} \\ &\quad + \text{当該事業により整備される施設及び関連するすべての既存施設の資産価額} \\ &\quad + \text{耐用年数が満了した一部施設の再整備費} \\ &\quad - \text{評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額} \end{aligned}$$

第 2 地区調査の実施

- 1 要綱別紙 9 第 3 に規定する地区調査の実施に当たっては、地方農政局、当該地区の存する都道府県、市町村、関係土地改良区、農業協同組合等地域の実情に応じた主体で構成される協議会において、地域の営農状況、事業実施後の営農展開等について検討し、その内容を土地改良事業計画の案に反映させるものとする。
- 2 前項の協議会は、目的に鑑み、同旨の組織が存在する場合には、協議会に代えることができるものとする。
- 3 要綱別紙 9 第 3 の 2 の総費用の低減を確認するにあつては、集約・再編を行う施設について、当該施設をそれぞれ単独で更新した場合の総費用と、当該施設を集約・再編した場合の総費用（施設の新設又は機能向上に要する費用を含む。）をそれぞれ算出した上で比較するものとする。

国営施設機能保全総合対策事業

第 1 施設機能保全検討調査

要綱別紙 10 第 2 に規定する施設機能保全検討調査の実施については、次によるものとする。

1 調査の要件

(1) 施設機能保全検討調査のうち、突発事故の発生原因の究明調査を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。

ア 調査・設計・施工・管理にわたり原因の所在の特定が困難なもの

イ 施設の機能・周辺地域に影響を及ぼしているもの又は及ぼすおそれがあるもの

(2) 要綱別紙 10 第 2 の 1 の (1) のウにおける「事故の兆候が認められた施設」とは、施設管理者による日常管理等において、施設の損壊につながるおそれがある以下のいずれかの兆候が確認された施設とする。

ア 従前の機能診断の想定よりも健全性の低下が加速していることが認められ、施設の変状、漏水等が確認されたもの

イ 突発事故が発生した土地改良施設と構造、地盤、地質、経過年数等が同様で、変状、漏水等が確認されたもの。

ウ 自然的社会的条件の変化等に起因して機能の低下又は喪失が生じることが予見されるもの

(3) 要綱別紙 10 第 2 の 1 の (1) のエにおける「農村振興局長が別に定める要件に該当する施設」とは、一度発生すれば大災害になり得る大規模地震動が発生した際、以下のいずれかの要件に該当する施設とし、施設機能保全検討調査のうち、耐震性の点検・調査を実施する場合は、これら施設のいずれかを対象とする。

ア 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいものの

イ 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの

ウ 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの

エ 地域の農業生産活動への影響が大きいもの

2 調査の実施

(1) 地方農政局長等は、施設機能保全検討調査のうち、突発事故が発生した施設の調査を実施することが適当であると認めるときは、突発事故の発生原因の究明調査、復旧工法の検討を実施のうえ、要綱別紙10第2の1の(2)のアの応急工事計画を策定するものとする。また、併せて、周辺施設の状況について調査を実施することができるものとする。

(2) 地方農政局長等は、施設機能保全検討調査のうち、自然災害により被災した施設の調査を実施することが適当であると認めるときは、被災原因の究明調査、復旧工

法の検討を実施のうえ、要綱別紙10第2の1の（2）のイの災害復旧事業計画書を策定するものとする。また、併せて、周辺施設の状況について調査を実施することができるものとする。

- （3）地方農政局長等は、施設機能保全検討調査のうち、突発事故や災害による被災のリスクがある施設の調査を実施することが適当であると認めるときは、当該施設の対策工法の検討を実施するものとする。また、併せて、周辺施設の状況について調査を実施することができるものとする。
- （4）地方農政局長等は、施設機能保全検討調査のうち、事故の兆候が認められた施設の調査を実施することが適当であると認めるときは、予備調査により当該施設の機能診断を実施し、当該事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響も含めて事故防止事業の実施の必要性を確認するものとし、事業実施の必要性が認められる場合には対策工法の検討を実施のうえ、要綱別紙10第2の1の（2）のウの緊急防災等工事計画を策定するものとする。また、併せて、周辺施設の状況について調査を実施することができるものとする。
- （5）地方農政局長等は、施設機能保全検討調査のうち、耐震性の点検・調査を実施することが適当と認めるときは、別記様式第17号により耐震性点検・調査計画を作成し、当該計画に基づく点検・調査を実施するものとする。また、耐震性点検・調査計画を作成したときは、速やかに農村振興局長に提出するとともに、関係都道府県、関係市町村及び土地改良区等（以下「関係機関」という。）にその写しを送付するものとする。
- （6）地方農政局長等は、施設機能保全検討調査のうち、老朽化等により機能低下がみられる施設の調査を実施することが適当であると認めるときは、施設の機能診断を実施のうえ、別記様式第1号により施設長寿命化計画を作成するものとする。
- （7）地方農政局長等は、土地改良事業計画の案を作成（土地改良事業計画の案の作成に必要な調査を含む。）する場合は、次のア及びイによるものとする。
 - ア 施設機能保全事業のうち、要綱別紙10第2の1の（1）のウ又はエの施設を整備の対象に含む場合における土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書の作成については、土地改良事業の計画の概要及び計画作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通知）の規定にかかわらず、別記様式第6号及び第7号により行うことができるものとする。
 - イ 地方農政局長等は、関係機関と緊密な協力体制のもとに、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付けC第717号構造改善局長通知）第3に定める内容の調査を実施のうえ、調査結果を踏まえ、土地改良事業計画の案を作成するものとする。
- （8）地方農政局長等は、調査を効率的に実施するために必要がある場合には、調査の一部を関係機関、調査研究機関等に委託することができる。

3 調査結果の報告

- （1）要綱別紙10第2の2の（2）の報告は、別記様式第18号により、調査の実施年度の翌年度の6月末日までに提出するものとする。
- （2）地方農政局長等は、本調査において施設長寿命化計画又は土地改良事業計画の

案を作成した場合は、これらを速やかに農村振興局長に提出するとともに、関係機関にその写しを送付するものとする。

第2 施設機能保全事業

1 事業の要件

要綱別紙10第3の4の(1)のイの農村振興局長が別に定める要件は、総事業費がおおむね10億円以上であることとする。

2 事業の採択

施設機能保全事業の採択に当たっては、次の(1)又は(2)に掲げる場合において、それぞれに掲げる書面が当該事業の実施の申請前までに地方農政局長等から農村振興局長に提出されていること。

(1) 都道府県知事が、土地改良事業計画の案に位置付けられた施設について事業実施の必要を認めた場合

都道府県知事が地方農政局長等に提出した申出書(別記様式第3号)及び当該事業の概要(別記様式第4号)を添付した当該事業の計画の概要(別記様式第5号)

(2) 地方農政局長等が、国が管理を行っている施設について事業実施の必要を認めた場合

当該事業の計画の概要(別記様式第5号)

第3 その他

地方農政局長等は、要綱別紙10第5の規定に基づき、要綱第2の1に規定する事業(国営施設機能保全総合対策事業を除く。)をこの別紙10に基づく事業として実施しようとするときは、関係機関の意向を確認するとともに、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて土地改良事業変更計画の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領(昭和40年12月20日付け40農地C第389号農林水産事務次官依命通知)等に従い、所要の計画変更手続を取るものとする。

[別記様式第 1 号]

施設長寿命化計画記載要領

項 目	記 載 要 領
第1 地域特性と概要 (1) 地域の現状 (2) 施設の現状 (3) 過去の補修履歴	(1) 地域の特性、営農状況、水利用状況等を記載する。 (2) 対象となる施設の管理状況を記載する。 (3) 当該施設の補修履歴を記載する。
第2 農業水利施設概要	施設名・施設規模・完成年度・耐用年数・残存耐用年数等を記載する。
第3 施設機能診断	ア. 電気管理施設、ゲート等の金物等で部分的に改修を要する施設を記載する。 イ. 耐用年数以外の要因による施設機能の低下を記載する。 ウ. 管理・操作上の課題解決を記載する。
第4 施設別改修経費の概定	施設別の改修経費及び改修予定年度の概定を記載する。
第5 整備年次計画の策定	長寿命化に配慮した施設の改修スケジュール及び施設群の改修事業実施方式の概定を記載する。
第6 事業効用の概定	事業別効果項目の検討について記載する。
第7 事前積立の取組方針	計画的な機能保全対策に資する事前積立の取組方針を記載する。
第8 推進体制	施設の長寿命化を図るための推進体制について記載する。
第9 その他必要な事項	

[別記様式第2号]

地域防災連携強化計画記載要領

1. 対象地域

(1) 対象地域は、以下の事項に配慮しつつ定めるものとする。

- ① 地域防災対策の対象とする施設が存在する地域を含むこと。
- ② 本事業地区内に存在する農業用排水施設の対象流域のうち極力広範な地域を含むこと。
- ③ 本事業地区内に存在する国営造成土地改良施設防災情報ネットワークに登録されている施設が存在する地域を極力含むこと。

(2) 対象地域の所在を記載するとともに、事業計画書に添付する計画平面図を活用する等により本事業地区との位置関係を明示した図面を添付すること。

2. 取組内容

項 目	記載要領
(1) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークによる施設情報の共有	国の防災情報の充実を図ることや国営造成土地改良施設について迅速かつ的確な防災面での対応を行うことを目的として、国で整備を進めている国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク（以下「防災ネットワーク」という。）を有効活用し、防災体制の強化を図るため、防災ネットワークの情報共有のための取組を記載する。 a) 防災ネットワークにより情報共有を行う対象施設 b) 防災ネットワークを利用するために必要となるパスワードの配布先 c) 配布予定時期 〔配布先の参考例〕 国道河川管理事務所、都道府県（農業生産基盤担当部署、河川及び都道府県道管理担当部署）、市町村（農業生産基盤担当部署、河川及び市町村道管理担当部署、市町村の地域防災計画担当部署）、土地改良区等
(2) 豪雨前の水路内の事前排水による湛水被害軽減等の防災・減災のための取組	以下の事例に示すような防災・減災のためのソフト活動を記載する。 ① 豪雨前に水路内の事前排水を行い、豪雨時の水路の排水受け入れ容量を確保することにより湛水被害軽減を図る取組 a) 事前排水を行う対象施設 b) 事前排水を行う降雨強度等の基準作成

	c) 具体的な取組内容 d) 活動主体及び関係機関 e) 取組開始予定時期 ② 排水能力を高めるための排水路内の土砂上げ a) 対象施設 b) 土砂上げの頻度 c) 具体的な取組内容 d) 活動主体及び参加者 e) 取組開始予定時期
(3) ハザードマップの 作成	ハザードマップは、地域防災対策の対象施設ではない排水施設を含め、本事業地区内の基幹的排水施設であって、当該施設が破損や故障した場合に、住宅や学校等の公共施設、避難道路等に湛水被害が及ぶおそれがある施設を極力対象とし、作成に当たっては、ため池ハザードマップを参考に、当該施設に関する施設情報、破損や故障が発生した場合の湛水地域、避難場所の情報等を記載する。 a) 対象施設 b) ハザードマップの内容 c) ハザードマップ共有の方法（関係機関等への冊子の配布、市町村のホームページへの掲載等） d) 共有の予定時期
(4) 防災体制の強化 (連絡体制の整備)	豪雨時に農業用排水施設が破損や故障し、周辺地域への湛水被害が予想される場合や当該施設の緊急補修を行う必要がある場合には、上記「2（2）」の豪雨前の水路内の事前排水による湛水被害軽減対策を行う場合等、地域の防災・減災に向けて情報を共有しながら連携した取組を行う必要がある関係機関等及び連携した取組を行うに当たって整備が必要な情報について記載する。 a) 対象施設 b) 関係機関等と連携した取組を行うに当たって整備が必要な情報（対象施設の財産所有者、管理者、施工会社等の一覧、関係機関等の緊急連絡網等） c) 上記情報の整備予定時期
(5) 関係機関と連携した農業用ダム等の機能回復に向けた土砂対策の取組	農業用ダム等における地域防災対策の効果を有効に発揮させるため、関係機関と連携し、当該施設を含め周辺地域全体における土砂対策の取組の内容等を記載する。 a) 取組の内容 b) 取組の実施主体

	c) 取組の実施予定時期
(6) その他	

[別記様式第 3 号]

番 号
年 月 日

地方農政局長殿

知 事 名

〇〇地区国営造成土地改良施設整備事業申出書

〇〇地区について国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める国営造成土地改良施設整備事業を実施することが適当と認められるので、国営かんがい排水事業実施要領（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 533 号農林水産省農村振興局長通知） { 第 12 の 2 の（ 1 ） } に基づき関係書類を添えて申出する。

< 施行注意 >

要領別紙 10 第 2 の 2 に基づき申出書を提出する場合は、下線部を国営施設機能保全総合対策事業、 { } 内を別紙 10 第 2 の 2 とすること。

[別記様式第4号]

〇〇地区国営造成土地改良施設整備事業の概要

地 区 名				局 名				都道府県名		
関 係 市 町 村	受益面積			受益者数	事業費		予定工期			
	水 田	畑	計							
	ha	ha	ha	人	千円		年度 ～			
現況(事業の必要性)	(対象施設の状況、工事の必要性等について具体的に記載する。)									
事業の概要	名称	受益面積		工事の内容			工事費			
	〇〇ダム	ha					千円			
	〇〇頭首工									
	〇〇機場 〇〇幹線水路 ----- -----									
基本事業の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期			
			水田	畑	計					
			ha	ha	ha	千円	年度 ～			
	計画の概要					国営事業負担金納入状況 負担額、年償還額 償還期間、償還済額				
対象施設の管理状況	名称	管理費(最近10ヵ年平均)			管理事業計画の概要					
		水管理費	整備費	計						
	〇〇ダム ----- -----	千円	千円	千円	計画確定年月日、管理受託者 管理費用、費用負担額					
図面等	1. 一般計画平面図(5万分の1又は2万5千分の1の地形図) 2. 基本事業概要図									

(注)基本事業とは当該事業の対象となる施設を造成した国営事業をいう。

<施行注意>

要領別紙10第2の2に基づき事業の概要を提出する場合は、下線部を国営施設機能保全総合対策事業とすること。

[別記様式第5号]

〇〇地区国営造成土地改良施設整備事業計画の概要

地 区 名				局 名			都道府県名		
関 係 市 町 村	受益面積			受益者数	事業費	予定工期			
	水 田	畑	計						
	ha	ha	ha	人	千円	～ 年度			
現況(事業の必要性)	(対象施設の状況、工事の必要性等について具体的に記載する。)								
対象施設概要	名称	主要諸元		受益面積	基本事業				
					造成工期	造成工事費	受益面積		
	〇〇ダム	型式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐型式、取水設備型式等		ha	年度～年度	千円	ha		
	〇〇頭首工	型式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等							
	〇〇機場	型式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等							
	〇〇幹線水路	型式、延長、流量、流速、水路附帯工等							

主要工事	(工事の規模、工法について記載する)								
事業費	種目		数量		金額		備考		
基本事業の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期		
			水田	畑	計				
			ha	ha	ha	千円	～ 年度		
	計画の概要					国営事業負担金納入状況			
					負担額 千円				
					年償還額 千円				
					償還期間 年度～年度				
					償還済額 千円				
	施設名	管理費(最近10ヵ年平均)			管理事業計画の概要				
		水管理費	整備費	計					
対象施設の管理状況		千円	千円	千円	計画確定年月日 管理受託者 管理費用 費用負担区分				
図面等	1. 一般計画平面図(5万分の1又は2万5千分の1の地形図) 2. 基本事業概要図								

(注)基本事業とは当該事業の対象となる施設を造成した事業をいう。

<施行注意>

要領別紙10第2の2に基づき計画の概要を提出する場合は、下線部を国営施設機能保全総合対策事業とすること。

〔別記様式第 6 号〕

国営〇〇土地改良事業計画概要書(国営造成土地改良施設整備)

第 1 章 目的

事業の目的を簡潔に記入する。

第 2 章 地域の所在及び現況

地域の所在及び地積並びに工事の対象となる施設の状況、当該施設の周辺環境の概要及び工事の必要性について記載する。

第 3 章 基本計画

工事の内容について記載する。

第 4 章 費用の概算

総額のみ記載する。

第 5 章 効用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

第 6 章 他の事業との関係

基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した国営土地改良事業)及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

第 7 章 計画概要図

縮尺 5 万分の 1 又は 2 万 5 千分の 1 地形図に記入する。

注：章、節に該当する事項のない場合は、当該章、節を記載しないこととする。

＜施行注意＞

要領別紙 7 第 1、要領別紙 8 第 2 又は別紙 10 第 1 の 2 の (6) に基づき土地改良事業計画概要書を作成する場合は、下線部を国営流域治水対策事業、低炭素農業水利システム構築又は国営施設機能保全総合対策とすること。

[別記様式第7号]

国営〇〇土地改良事業計画書(国営造成土地改良施設整備)

第1章 目的

第2章 地域及び地積

第1節 地域

第2節 地積

第3章 一般計画

第4章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 工事の着手及び完了の予定時期

第7章 環境との調和への配慮

第8章 事業費の総額及び内訳

第9章 効用

- 1 基本事業
- 2 維持管理事業
- 3 その他の関連事業

1 現況平面図
2 計画平面図
3 主要構造図
4 図面目録

第1章 目的

第1節 地域
第2節 地積

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)	備考
(合計)				

第4章 対象施設の状況

1 貯水池

[illegible]

2 頭首工

(第2表-2)

名称			型式			河川名			位置			基本事業			備考
河川状況（セキ地点）			堤長		洪水吐		取水施設		管理	管理受託	受益	造成工期	造成	受益	
流域面積	計画高水量	平均河床標高	固定部	可動部	型式	ゲート	型式	取水量	受託者	年月日	面積		工事費	面積	
km ²	m ³ /s	ELm	m	m		幅スパン		m ³ /s			ha	年度～年度	千円	ha	
土砂吐		護床工		付帯施設											
排砂流量	ゲート	延長	構造												
m ³ /s	幅スパン	m													
工事を必要とする理由															

3 揚水機

(第2表-3)

名称			関係河川名				位置				管理	管理受託	受益	基本事業			備考
ポンプ								原動機		その 他 の施設	受託者	年月日	面積	造成工期	造成 工事費	受益 面積	
型式	台数	口径	揚水量	実揚程	運 転 時間	種類	動力										
		mm	m³/s	m³/s	hr/日		KW PS					ha	年度～年度	千円	ha		
工事を必要とする理由																	

4 用水路

(第2表-4)

水路名	最大	延長			管理	管理受託	受益	基本事業				備考
	通水量	開渠	トンネル	計	受託者	年月日	面積	造成工期	造成	受益	末 端 支	
									工事費	面積	配面積	
	m ³ /s	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	ha	
工 事 を 必 要 と する理由												

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

(第3表－1)

水路名	流域 面積	計画		排水本川			管理	管理受託	受益	基本事業			備考
		排水量	地区内 たん水深	名称	計画 洪水量	計画 洪水位	受託者	年月日	面積	造成工期	造成 工事費	受益 面積	
	m ³ /s	m	m	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	
工事を必要とする理由													

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

(第4表－1)

改修箇所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
堤体			
洪水吐			
取水設備			

2 頭首工

(第4表－2)

改修箇所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
取水口			
取水堰			
附帯施設			
管理施設			

3 揚水機

(第4表－3)

改修箇所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
ポンプ			
原動機			
吸水槽			

4 用水路

(第4表－4)

水路	改修工事内容		備考
	構造	数量	

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

- 1 排水水門
- 2 排水機
- 3 排水路
- 4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 工事の着手及び完了の予定時期

第7章 環境との調和への配慮

第8章 事業費の総額及び内訳

第9章 効用

第10章 関連する事業

- 1 基本事業
- 2 維持管理事業
- 3 その他の関連事業

第11章 現況・計画図面

- 1 現況平面図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事図面
- 4 図面目録

<施行注意>

要領別紙7第1、要領別紙8第2又は別紙10第1の2の(6)に基づき土地改良事業計画を作成する

場合は、下線部を国営流域治水対策事業、低炭素農業水利システム構築又は国営施設機能保全総合対策とすること。

(参考)

国営造成土地改良施設整備事業計画書記載要領

項目	表番号	記載要領
第1章 目的	第1表	事業の目的を簡潔に記載する。
第2章 地域及び地積		地域とは、本事業の施行に係る地域をいい、〇〇県〇〇市、 〇〇郡〇〇町と全ての関係市町村名を記載する。 地積とは、本事業によって受益する土地の面積をいう。 1 面積は、土地登記簿を原則とするが、それ以外の土地登記簿の情報を反映させていることが明確である各種公的書簿を利用して面積を求めている場合は、土地登記簿に準ずる根拠資料として取り扱うものとする。また、土地登記簿等から面積が得られないものについては、実測又は図測等で面積を計測するものとする。なお、備考欄に引用した根拠資料名、計測方法等について記載する。 2 市町村別に区分しにくい場合は、市町村名を記載し、面積は一括してもさしつかえない。 3 単位は1 ha までとする。
第1節 地域		
第2節 地積		
第3章 一般計画		
第4章 対象施設の状況	第2表－1	工事の対象となる施設の概要及び工事を必要とする理由を記載する。
第1節 用水施設		造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。 造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。 造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。 造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。
1 貯水池		
2 頭首工		
3 揚水機		
4 用水路		
5 その他かんがい施設	第3表－1	様式は第2表－3に準ずる。 様式は第2表－4に準ずる。
第2節 排水施設		
1 排水水門		
2 排水機		
3 排水路	第4表－1	工事計画の概要を記載する。 工事の工法、構造、数量等について記載する。
4 その他施設		
第3節 その他の施設	第4表－1	
第4節 周辺環境		
第5章 主要工事計画		
第1節 要旨	第4表－1	
第2節 用水施設		
1 貯水池	－2	

[別記様式第 8 号]

環境保全型農業農村基本計画書記載要領

項 目	記 載 要 領
第 1 章 基本方針	環境保全型かんがい排水事業等の実施により、環境保全型農業を推進するための基本的な取組方針を記述する。
1 地域の概況	対象地域の所在、地域の特性、地域農業の状況等を記述する。
2 生産性向上・環境保全に係る事項	地域農業の展開方向、環境保全対策の展開方向について記述する。
第 2 章 整備の基本計画	生産性向上対策、環境保全に向けた対策を具体化し、環境保全型農業を推進するために必要な農業用排水施設等の整備計画を記述する。
第 3 章 推進体制	協議会等事業実施に向けた推進・指導体制について記述する。
第 4 章 集落協定等	環境保全型農業の推進に関する協定等を記述する。
第 5 章 地域環境保全にかかわるモニタリング	モニタリングを行う対象事項等について記述する。
第 6 章 その他必要な事項	

[別記様式第9号]

環境保全型農業農村管理計画

市町村名

整理番号

(金額単位：百万円)

事業名	地区名	事業 主体	受益面積 (ha)	概算総 事業費	前年度 ま で	当該年度 事 業 費	実施スケジュール					予定工期		主要工事 概 要	備考
							○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	始期	終期		

注) 実施スケジュール欄に記載する期間は、必要に応じて追加する。

地 区 名	地区
作成年月	年 月

地域用水環境整備計画

〇〇地区

平 成 年 月

〇〇県〇〇土地改良区（市町村）

＜地域用水環境整備計画 目次＞

- 1 地区概要表
- 2 地域の所在及び現況
 - (1) 所 在
 - (2) 地域の概要
 - ①地域の地勢及び社会条件
 - ②市町村等における地域開発等の方向
 - (3) 農業用水の成立過程
 - ①農業用水の歴史的経緯
 - ②整備状況
 - (4) 現況の地域用水機能
 - ①地域用水機能の概要
 - ②施設タイプごとの地域用水機能の概況
 - ③管理体制
- 3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
 - (1) 基本方針
 - (2) 高度化する機能ごとの基本的考え方
- 4 施設の整備等の構想及び基本計画
- 5 事業実施計画
 - (1) 事業実施計画
 - (2) 指標等
 - ①地域用水機能存在指標（現況）
 - ②地域用水機能増進指標（現況及び計画）
- 6 関連事業
- 7 添付図面
 - (1) 地域用水環境整備現況図
 - (2) 地域用水整備構想図
 - (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
 - (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

地域用水環境整備計画

1 地区概要表

都道府県名				地区名				地域用水機能の増進のための方策	地域用水機能	現況		
関係市町村名										目標		
地域の概要	地理的条件								施設整備			
	農業状況											
計画対象面積		全体	水田	畑	その他農用地	農用地以外	備考					
		ha	ha	ha	ha	ha						
人口・戸数			総人口	農家人口	総戸数	農家戸数						
		実数										
		構成比										
農業基盤整備状況									機能の増進	存在要件		
								増進効果				

2 地域の所在及び現況

(1) 所 在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

①地域の地勢及び社会条件

--

②市町村等における地域開発等の方向

--

(3) 農業用水の成立過程

①農業用水の歴史的経緯

--

②整備状況

事 業 名	工 期	受益面積	整 備 内 容

(4) 現況の地域用水機能

①地域用水機能の概要

--

②施設タイプ毎の地域用水機能の概況

- 1) 景観・生態系保全機能または親水機能を有する施設
- 2) 流雪用水機能を有する施設
- 3) 防火用水機能を有する施設
- 4) 生活用水機能を有する施設

[illegible]

③管理体制

--

3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

--

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機 能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観保全機能 消流雪用水機能			

4 施設の整備等の構想及び基本計画

施設	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備 考
		現 況	目 標	構 造	数 量		

5 事業実施計画

(1) 事業実施計画

- ア. 事業実施主体
- イ. 総事業費
- ウ. 予定工期
- エ. 予定費用負担割合

(2) 指標等
①地域用水機能存在指標（現況）

①地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長	存在割合 (%)	地域用水機能存在延長（m）					備考
				景觀保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
〇〇〇用水路	〇〇〇支線	1,000	40	100	200	150	100	400	（記入例）
合	計								

注1：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。

注2：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

②地域用水機能増進指標（現況及び計画）

[illegible]

6 関連事業

7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
- (2) 地域用水環境整備構想図
- (3) 地域用水機能効果算定図 (現況)
- (4) 地域用水機能効果算定図 (計画)

[別記様式第11号]

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

高収益作物導入計画の提出について

国営かんがい排水事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第533号農林水産省農村振興局長通知）別紙5第1の(1)の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

高収益作物導入計画

<施行注意>

要領別紙5第1の(4)の規定に基づき、高収益作物導入計画を提出する場合は、下線部を(4)とすること。

高収益作物導入計画

地区

1. 高収益作物導入計画総括表

(単位：ha、%)

現況（○年度）			目標年度（○年度）			高収益作物の 作付面積の 増加率 F-C
作付面積 A	高収益作物 作付面積 B	高収益作物 作付面積割 合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物 作付面積 E	高収益作物 作付面積割 合 F=E/D	

注）他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

2. 高収益作物導入計画（ブロックごと）

(単位：ha、%)

ブロック 名	現況（○年度）			目標年度（○年度）			高収益作物 の作付面積 の増加率 F-C
	作付面積 A	高収益作物 作付面積 B	高収益作物 作付面積割 合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物 作付面積 E	高収益作物 作付面積割 合 F=E/D	

注1）末端支配面積が500ha（沖縄県及び奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。）にあっては200ha）未満の施設を整備する場合には、当該施設の受益となるブロックについて記載すること。

注2）他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

[別記様式第12号]

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

国営かんがい排水事業〇〇地区の実施状況について

国営かんがい排水事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第533号農林水産省農村振興局長通知）別紙5第1の（3）の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1. 国営かんがい排水事業実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (億円)	受益面積 (ha)	着工年度	完了年度	主な工事内容	備考

2. 高収益作物の導入状況総括表

(単位：ha、%)

高収益作物導入計画策定時（〇年度）			目標年度（〇年度）			高収益作物の 作付面積の 増加率 F-C
作付面積 A	高収益作物 作付面積 B	高収益作物 作付面積割 合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物 作付面積 E	高収益作物 作付面積割 合 F=E/D	

3. 高収益作物の導入状況（ブロックごと）

（単位：ha、％）

ブロック 名	高収益作物導入計画策定時（○年度）			目標年度（○年度）			高収益作物 の作付面積 の増加率 F-C
	作付面積 A	高収益作物作付面積 B	高収益作物作付面積割合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物作付面積 E	高収益作物作付面積割合 F=E/D	

注）末端支配面積が500ha（沖縄県及び奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。）にあっては200ha）未満の施設を整備した場合には、当該施設の受益となるブロックについて記載すること。

[別記様式第 13 号]

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

担い手農地利用集積計画の提出について

国営かんがい排水事業実施要領(平成 7 年 7 月付け元構改 D 第 533 号農林水産省農村振興局長通知) 別紙 6 第 1 の 6 の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

担い手農地利用集積計画

担い手農地利用集積計画

地区

1. 担い手農地利用集積計画総括表

(単位：ha、%)

現況（平成30年度）			目標年度（令和23年度）			農地集積 増加率 F-C	担い手の 経営等農 地面積の 平均
農地面積 A	担い手へ の利用集積 面積 B	担い手へ の利用集積 率 C=B/A	農地面積 D	担い手へ の利用集積 面積 E	担い手へ の利用集積 率 F=E/D		

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第2の2に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 農地面積は、現況にあっては事業施行時の地区の農地面積、計画にあっては受益地とする。

ウ. 目標年度における担い手への利用集積率が80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積の平均を記入する。

2. 農地利用集積計画

(1) 農地利用集積・集約化計画

(単位：ha、%)

区分	農用地 面積 (A)	担い手の利用 集積面積 (B) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (C)	担い手の 使用収益権面積 (D)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (E)	担い手の 集約化面積 (F)	担い手への 農地集積率 B/A	担い手への 利用集積面積 に占める 集約化率 F/B
事業実施前 (○年度) (a)								
要件達成年度 (○年度) (b)								
目標年度 (○年度) (c)								
増加率 c/a								

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第2の2に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 農用地面積は、現況にあっては事業施行時の地区の農用地面積、計画にあっては受益地とする。

(2) 農業者（農業生産法人を含む。）の概要
①農業者

農業者名	年 齢	後継者の有無	認定農業者				経 営 等 農 地 面 積 （ h a ）																	
							現況（○年度）								目標年度（○年度）									
			認定状況	認定 (予定) 年月	経営 類型	基準 面積 (ha)	計	地区 内	地区 外	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地		計	地区 内	地区 外	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地	
										地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外				地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外
計																								

注）ア．認定農業者の認定状況の欄には、担い手農地利用集積計画策定時の認定状況を記載する。
イ．経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領別紙6第1の5に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
ウ．基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。
エ．目標年度の欄には、要領別紙6第1の2の（1）に掲げる要件を備えた担い手（農業生産法人を除く。）に係る面積等を記入する。
オ．認定農業者の経営類型の欄には、経営基盤強化法に基づいて市町村が定める基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標の営農の類型を記入する。

②農業生産法人

農業生産法人名	設立(予定)年月	認定農業者				参加農家数		常時従業者数		経営等農地面積（ha）		うち基幹ほ場3作業受託面積（ha）		常時従事者1人当たり経営等農地面積（ha）	
		認定状況	認定（予定）年月	経営類型	基準面積（ha）	現況（○年度）	目標年度（○年度）	現況（○年度）	目標年度（○年度）	現況（○年度）	目標年度（○年度）	現況（○年度）	目標年度（○年度）	現況（○年度）	目標年度（○年度）
計															

注）ア．認定農業者の認定状況の欄には、担い手農地利用集積計画策定時の認定状況を記載する。
イ．経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領別紙6第1の5に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
ウ．基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。
エ．目標年度の欄には、要領別紙6第1の2の（1）に掲げる要件を備えた担い手（農業者を除く。）に係る面積等を記入する。

オ．認定農業者の経営類型の欄には、経営基盤強化法に基づいて市町村が定める基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標の営農の類型を記入する。

(3) 生産組織の概要

生産組織名 (設立年月日) オペレーター名		年 齢	後継者の有無	認定農業者	経 営 等 農 地 面 積 (h a)																	
					現況 (○年度)								目標年度 (○年度)									
				認定予定 年 月	計	地区内	地区外	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地		計	地区内	地区外	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地	
								地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外				地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外
オペレーター																						
計																						

- 注) ア．経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領別紙6第1の5に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
 イ．基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。
 ウ．目標年度時の欄には、要領別紙6第1の2の（2）に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

(4) 集落営農の概要

集落営農名	設立(予定)年月	特定農業団体等となった年月 (予定含む。)	参加農家数		経営等農地面積(ha)	
			現 況 (○年度)	目 標 年 度 (○年度)	現 況 (○年度)	目 標 年 度 (○年度)
計						

注) ア. 経営等農地面積とは、基幹は場3作業（要領別紙6第1の5に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ. 目標年度の欄には、要領別紙6第1の2の（3）に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

(5) 法人（農業生産法人を除く。）の概要

法人名	設立年月	認定農業者	常時従事者数		経営等農地面積(ha)	
		認定予定年月	現 況 (○年度)	目標年度 (○年度)	現 況 (○年度)	目標年度 (○年度)

注) ア. 経営等農地面積とは、基幹は場3作業（要領別紙6第1の5に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ. 目標年度の欄には、要領別紙6第1の2の（4）に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者の概要
ア 担い手の基準

イ 担い手の概要

農業者名	年 齢	後継者の有無	経 営 等 農 地 面 積 (h a)																	
			現況 (○年度)										目標年度 (○年度)							
			計	地区内	地区外	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地		計	地区内	地区外	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地	
						地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外				地区内	地区外	地区内	地区外		
計																				

注) ア. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領別紙6第1の5に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ. 基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。
ウ. 目標年度の欄には、要領別紙6第1の2の（5）の要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

(7) 農地利用集積現況図及び計画図

(凡例等記入例)

(現況)

凡 例			
(色 彩 区 分)	A1	経営・組織形態等	耕作面積(ha)
	A2	経営拡大志向農家	ほ場形態 未整備(10a)～ 標準区画(30a)
	A3	〃	
	B1	個人営農農家	
	B2	(その他農家)	
	C	自家消費型農家	

(計画)

凡 例			
(色 彩 区 分)	A1	経営・組織形態等	耕作面積(ha)
	A2	経営拡大志向農家	標準区画(30a)～ 大区画(50a, 1ha)
	A3	〃	
	P1	生産組織	
	P2	〃	標準区画(30a)
	B1	個人営農農家	
	B2	(その他農家)	
	C	自家消費型農家	

[別記様式第14号]

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

国営かんがい排水事業（国営水利システム再編事業（農地集積促進型））〇〇地区の実施状況について

国営かんがい排水事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第533号農林水産省農村振興局長通知）別紙6第3の1の規定により、下記のとおり〇〇年度における事業実施状況等について報告します。

記

1 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費	受益面積 ha	〇〇年度 事業費	〇〇年度 まで事業費	進捗率 %	〇〇年度の 主な工事内容	備考

2 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）の関連事業の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費	受益面積 ha	〇〇年度 事業費	〇〇年度 まで事業費	進捗率 %	〇〇年度の 主な工事内容	備考

3 担い手への農地利用の集積状況等

(1) 担い手への農地利用の集積状況

区 分	経営等農地面積(ha)	増加率(%)	備 考
現況（〇年度）			
目標年度（〇年度）			
〇〇年度まで			

注) 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業(要領別紙6第1の5に規定する作業をいう。)の受託を含む面積で所有、権利(利用権を含む。)設定、受託面積の合計面積とする。

(2) 担い手の状況

区 分	農業者	農業生産法人	生産組織	集落営農	法人(農業生産法人を除く。)	その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者
目標年度(○年度)						
○○年度まで						

注) 目標年度及び○○年度まで欄には、要領別紙6第1の2に掲げる要件を備えた担い手の数を記入する。

[別記様式第15号]

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

国営かんがい排水事業（国営水利システム再編事業（農地集積促進型））〇〇
地区の事業実施の実績等について

国営かんがい排水事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第533号農林水産省農村振興局長通知）別紙6第3の2の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費	受益面積 ha	着工年度	完了年度	主な工事内容	備 考

2 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）の関連事業の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費	受益面積 ha	着工年度	完了年度	主な工事内容	備 考

3 担い手等への農地利用の集積状況

(単位：ha、%)

現 況 (〇年度)			目標年度 (〇年度)			農地集積 増加率 F-C	担い手へ の経営等 農地面積 の平均
農地面積 A	担い手へ の利用集積 面積 B	担い手へ の利用集積 率 C=B/A	農地面積 D	担い手へ の利用集積 面積 E	担い手へ の利用集積 率 F=E/D		

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領別紙6第1の2に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 目標年度における担い手への利用集積率が80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

[別記様式第 16 号]

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画の提出について

国営かんがい排水事業実施要領（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 533 号農林水産省
農村振興局長通知）別紙 8 第 1 の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画

省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画

地区

1 省エネルギー化計画

(1) 用水施設

年間エネルギー使用量（原油換算 k l）	施設名	整備内容	現況 （○年度～ ○年度）	事業実施後	備考
	○○揚水機場	インバータ制御の導入	1, 000	800	記入例
	△△揚水機場	用水再編による廃止	700	-	記入例
	××揚水機場	整備対象外	600	600	記入例
	合 計 (a)				
地区内の年間粗用水量（千 m³） (b)					
単位水量当たりエネルギー使用量（原油換算 kl/m³） (a/b/1000)					

注 1) 地区内に存在する末端支配面積が 100ha 以上の施設のうち、エネルギーを使用する施設をすべて記載する。

注 2) 現況は計画策定時における過去 5 か年程度の実績値を、事業実施後は整備後の計画値を記載する。

(2) 排水施設

年間エネルギー使用量（原油換算 k1）	施設名	整備内容	現況 （○年度～ ○年度）	事業実施後	備考
	○○排水機場	インバータ制御の導入	1, 000	800	記入例
	△△排水機場	整備対象外	600	600	記入例
	合 計 (a)				
	計画排水量（千 m³） (b)				
単位水量当たりエネルギー使用量（原油換算 k1/(m³/s)） (a/b/1000)					

注 1) 地区内に存在する末端支配面積が 100ha 以上の施設のうち、エネルギーを使用する施設をすべて記載する。

注 2) 現況は計画策定時における過去 5 か年程度の実績値を、事業実施後は整備後の計画値を記載する。

2 再生可能エネルギー利用促進計画

発電所名	発電方法	新設・ 更新・ 存置の別	年間可能発電量（MWh）		備考
			現況	事業実施後	
〇〇発電所	小水力発電	更新	1,000	1,200	記入例
△△発電所	小水力発電	存置	600	600	記入例
××発電所	太陽光発電	新設	－	5	記入例
□□発電所	風力発電	新設	－	50	記入例
合 計（MWh）					

注1）本事業による整備の有無にかかわらず、事業実施後に地区内に存在する再生可能エネルギーを利用した発電施設をすべて記載する。

[別記様式第17号]

地区
耐震性点検・調査計画書
〇〇農政局
〔北海道開発局〇〇開発建設部〕
沖 縄 総 合 事 務 局

1. 地区名

国営かんがい排水事業（国営施設機能保全総合対策事業）〇〇地区（耐震性点検・調査）

2. 対象施設

工 種	名 称	構造	数量・延長	備 考
頭首工	〇〇頭首工	可動堰	1 箇所	
用水路	△△幹線水路	FRPM管、鋼管	△km	

3. 施設状況

（施設の現況、大規模地震動による対象施設の周辺への想定被害状況等について記載する。）

4. 点検・調査内容

（点検・調査の具体的内容について記載する。）

5. その他必要な事項

（必要に応じて、当該施設の周辺施設の状況等について記載する。）

6. 添付図面

(1) 一般平面図

(2) 箇所別平面図、縦横断平面図及び構造図

(3) その他（現況写真等）

[別記様式第18号]

年度 調査実績報告書

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿
(北海道及び沖縄県にあっては農林水産省農村振興局長)

地方農政局長
〔北海道にあっては国土交通省北海道開発局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

下記の地区において国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依名通知）別紙10第2に規定する施設機能保全検討調査を実施したので、国営かんがい排水事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第533号農林水産省農村振興局長通知）別紙10第1の3に基づき実施結果を報告します。

記

1. 地区名

国営かんがい排水事業（国営施設機能保全総合対策事業）〇〇地区（施設機能保全検討調査）

2. 対象施設

施設名	構造	数量	内容	備 考

(注) 内容については、施設機能保全検討調査のうち突発事故が発生した施設の調査を実施する場合には「突発事故」、自然災害により被災した施設の調査を実施する場合には「災害復旧」、突発事故や自然災害による被災のリスクがある施設の調査を実施する場合には「リスク調査」、耐震性の点検・調査を実施する場合には「耐震性」、老朽化等により機能低下がみられる施設の調査を実施する場合には「長寿命化」と記載する。

3. 決算書

(単位：千円)

区 分	精 算 額	予 算 額	引増減額	備 考
国庫負担金				
計				